

**岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例に基づく
温室効果ガス排出削減計画書等に関するQ & A**

このQ & Aでは、次の用語を使用しています。

用 語	内 容
条例	岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例（平成 21 年岐阜県条例第 21 号）
規則	岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例施行規則（平成 21 年岐阜県規則第 40 号）
省エネ法	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換に関する法律
温対法	地球温暖化対策の推進に関する法律
特定事業者	事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする事業者として規則で定める者（規則第 5 条）。「温室効果ガス排出削減計画書」及び「温室効果ガス排出削減計画実績報告書」の提出が義務づけられています。（条例第 13 条第 1 項、条例第 14 条）
手引き	岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例に基づく温室効果ガス排出削減計画書及び報告書に係る届出等の手引き

1 <省エネ法との相違1>

省エネ法でも計画や実績報告が求められていますが、条例で求められる計画や実績報告とどのように異なるのですか。

- A 省エネ法では、石油製品・石炭製品やバイオマスなどの非化石エネルギーを含む燃料、熱及び電気を対象に、省エネルギーに関する措置に限定して計画書等の提出が求められています。地球温暖化対策の推進にとって、省エネルギー対策は不可欠ですが、条例では、省エネルギーのみならず再生可能エネルギーの活用、カーボン・クレジット（J-クレジット、G-クレジット等）の活用及びその他の温室効果ガスの排出を抑制する取組によるCO₂排出削減についても包括的に進めていただくことを求めていることから、これらについても計画や実績報告に盛り込んでいただきます。

2 <省エネ法との相違2>

条例に基づく特定事業者の考え方は、省エネ法と異なっていますか。

- A 条例に基づく特定事業者の該当判断は、事業所単位での原油換算エネルギー使用量が1,500KL/年以上あるかないかです。その他、下記のとおり条例に基づく特定事業者と省エネ法に基づく特定事業者では、定義が異なりますので十分注意してください。

(1) 工場・事業場の場合



● 条例に基づく特定事業者

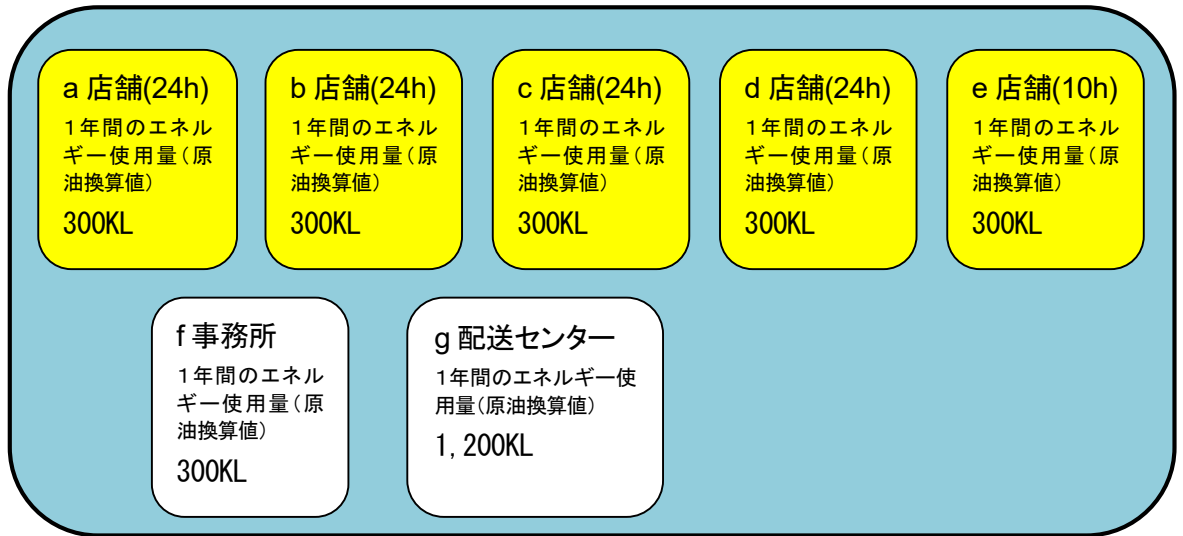
aとbが、各々、年間の原油換算エネルギー使用量1,500KL/年以上であるため、aとbについて、各々計画書及び実績報告書を提出（a, b部分が各々1,500KL/年以上であり、a工場とb事業場が各々計画の対象となる。）

● 省エネ法に基づく特定事業者

株式会社の合計値（a+b+c+d）が1,500KL/年以上であるため、特定事業者として指定を受け、会社全体の分について、中長期計画書及び定期報告書を提出（a+b+c+d部分が該当。）

※a工場は第一種エネルギー管理指定工場、b事業場は第二種エネルギー管理指定工場として指定を受けることとなります。

(2) 24時間営業小売業者等の場合



● 条例に基づく特定事業者

県内の5店舗のうち4店舗が24時間営業で、24時間営業の店舗の割合は10分の8以上であり、店舗(a~e)の原油換算エネルギー使用量の合計が1,500KL/年以上であるため、店舗(a~e)について計画書及び実績報告書を提出(黄色部分が該当)

※FとGは店舗でないため、24時間営業小売業者等としての合計には含めません。

● 省エネ法に基づく特定事業者

株式会社の合計値(a~g)が1,500KL/年以上であるため、特定事業者として指定を受け、会社全体の分について、中長期計画書及び定期報告書を提出

(青色部分が該当)

※事業所の業務内容に関わらず、事業者全体が対象となります。

3 <省エネ法との相違3>

省エネ法や温対法では、法人単位で報告をすることとなっています。組織体制の構築、CO₂削減施策の計画の作成と実施、エネルギー使用の管理なども法人単位で行うこととなるため、条例に基づく温室効果ガス削減計画も法人単位で提出してよろしいですか。

A 省エネ法及び温対法では、法人単位で報告をすることとなっていますが、一定規模以上の工場・事業場分もその内訳として報告することとなっています。(省エネ法：原油換算エネルギー使用量が1,500KL/年以上の工場・事業場分、温対法：二酸化炭素換算3,000トン以上の工場・事業場分)

したがって、条例に基づく報告では、一定規模以上の工場・事業場分(内訳分)を記入してください。また、温室効果ガス削減計画についても、法人全体で1%削減する場合、一定規模以上の工場については何らかの対策が計画されるものと考えられ、当該工場・事業場分を抜粋して記入してください。

4 本社の所在地が他県である場合、本社が計画書を提出するのですか。

A 計画書を提出する者は、事業を行っている者であり、本社の所在地が県内県外に関わらず本社が提出します。ただし、本社が作成した委任状を提出していただければ、対象となった工場の工場長名や県内を統括する支店の支店長名で提出することも可能です。

5 運輸事業者で県内に2つの営業所がある場合、それぞれ計画を作成するのですか。

A 運輸事業者の場合は、県内に登録するトラック等の台数が要件になるため、岐阜県内の営業所分をまとめて1つの計画書を作成してください。

6 提出する方法は何ですか。

A 電子ファイルを電子メールにより提出してください。

電子ファイルによる提出ができない場合は、正本（紙）1部を提出してください。

7 運輸事業者の算定範囲について注意することはありますか。

A 算定範囲は、貨物輸送又は旅客輸送の用に供する自動車の走行に伴って排出されるエネルギー起源二酸化炭素です。

①営業所の照明や冷暖房分は算定不要です。

※省エネ法では、全国の営業所の照明や冷暖房等のエネルギー使用量について把握することとなっていますが、条例では不要です。

②対象は、使用の本拠の位置を県内に登録している車両です。

※自家用自動車（白ナンバー）については算定対象外ですが、エネルギー使用量の区分が困難な場合は含んでいても支障ありません。

③軽自動車は対象外です。

④市町村から運行委託を受けている場合（例：市町村所有バスの運行を受託）は対象外です。

8 <基準年度1>

機械の入れ替え工事のため、令和7年度は生産量が通常の60%程度となることを見込まれます。基準年度は、令和6年度にしなければいけませんか。

9 <基準年度2>

基準年度は原則、令和6年度とされているが、過去年度の平均で設定してもよいですか。

A 条例に基づく温室効果ガス削減計画書では、特定の年からの削減量を目標として設定するため、目安となる年（「基準年度」）の設定が必要となります。令和7年度から計画する場合、前年度である令和6年度を基準年度の原則としていますが、工場特有の事情を考慮して令和6年度以外で設定していただくことも可能です。

工場特有の事情により、令和6年度を基準年度として目標設定が困難であると判断された場合は、過去5年間程度のなかで、令和6年度以外の年度を基準年度としたい旨の理由書を計画書に添付してください。

10 <目標1>

目標削減率の記入例では、総合排出量及び総合排出原単位が各4%となっていますが、同じ数値にする必要がありますか。

- A 同じ数値にする必要はありません。記載例に、A評価が得られる目標として、4%という数字を使用したものに過ぎません。総合排出量、総合排出原単位いずれの目標設定においても、年平均1%以上を目安にしてください。

11 <目標2>

毎年度1%ずつ削減できなくても、削減計画期間内に削減できればよいですか。

例) 3年間の削減計画期間の場合、1年目、2年目は横ばいで3年目に3%削減。

- A 設備更新や再生可能エネルギーの導入など、具体的な脱炭素に資する取組の計画・数値目標がある場合には、年度ごとに削減量の変動することも想定されるため、差し支えありません。

なお、削減計画期間中は、必ずしも毎年度一律の削減を求めるものではありませんが、計画期間全体として着実に削減を進めていただくものとしております。

12 <目標3>

生産量が減った場合、原単位は悪化するが、総量は減少するので、目標設定を削減計画期間中に変えることで対応することは可能ですか。

- A 本制度は、事業者が自ら排出量を算定し、その排出を抑制するための措置を計画し、その排出実態を把握することにより、自主的かつ積極的な取組の促進を図ることを目的としています。そのため、この場合は、目標設定を変更する必要はなく、変更計画書の提出も必要ありません。

13 <目標4>

目標が達成できない場合、罰則やペナルティはありますか。

- A 温室効果ガス排出削減計画は、事業者の皆様へ、自主的に作成していただく計画であり、目標を達成できないことに対する罰則やペナルティはありません。また、目標を達成するために、目標から超過する排出量分に、補完的手段（再生可能エネルギーの活用、カーボン・クレジット（J-クレジット、G-クレジット等）の活用）による削減を必ずしも求めるものではありません。削減目標の設定にあたっては、温室効果ガス等の排出状況及び措置

の実施状況、他法令の基準などを総合的に勘案し、実施可能な措置を検討してください。

14 <原単位>

多種の製品があり生産量等では原単位の設定ができないため、省エネ法に基づく報告では、製品の売り上げから原材料費を引いた付加価値生産額により原単位を算出しています。このような設定の仕方でもよいですか。

- A 事業者において適切な指標を設定してください。省エネ法に基づく報告に使用されている方法でも支障ありません。

15 <対策>

対策は、対象となった工場のみでよいですか。

- A 計画書に記載する措置の内容は、対象となった工場のみで結構です。なお、事業活動に伴う温室効果ガスの排出を抑制する取組であれば、対象となった工場以外の取組を記入していただいても結構です。

16 <有効数字>

有効数字の取扱はどのようにしたらよいか。

- A 省エネ法及び温対法に基づく算定・報告・公表制度での算出にあわせてください。なお、温室効果ガス排出量はトン単位、削減率（％）は、小数点以下1桁での表記（〇.〇％）をお願いします。

17 <電気の排出係数1>

電気の排出係数は、固定して使用するということですか。

- A 電気の排出係数は、実際に電気を使用した年度の排出係数を使用することとなります。例えば、令和8年度に提出する令和7年度実績報告書の作成について、中部電力ミライズ(株)メニューB(残差)の電気を使用した場合は、排出係数0.000411 t-CO₂/kWh(令和6年度)を使用してください。

18 <電気の排出係数2>

排出係数の調整後排出係数と実排出係数はどのように違うのですか。

- A 基礎排出係数：他人から供給された電気の使用に伴い、当該電気の発電時に実際に排出された二酸化炭素を、使用者が間接的に排出したものとみなして算定するための係数であり、非化石価値等による調整を行わない排出係数
調整後排出係数：電気事業者が供給する電気について、非化石証書、J-クレジット等の環境価値を考慮し、基礎排出係数による排出量から一定の調整を行って算

出される排出係数

温対法の報告では、基礎排出係数と調整後排出係数両方を使用してそれぞれ算定することとなっています。

19 <電気の排出係数3>

令和7年度に計画書を提出するにあたり、基準年度を前年度（令和6年度）ではなく、令和5年度とした場合は、基準年度の排出量の算出に用いる「中部電力の電気の排出係数」はどの年度のものを使用すればよいですか。

- A 基準年度の排出量の算出には、基準年度の排出係数をご使用ください。
例えば基準年度を令和5年度とした場合、使用する中部電力ミライズ(株)の電気の排出係数は0.000433 t-CO₂/kWhとなります。
また、基準年度を前年度以外の年度とする場合は、理由書を添付してください。

20 <変更届2>

提出者である法人代表者が変更した場合、変更計画書の提出が必要ですか。

- A 令和8年度から提出は不要です。実績報告書の提出時に新たな代表者を記載していただければ結構です。

21 <変更届・委任状>

法人代表者から委任された工場長名で計画書を提出している場合、法人代表者または工場長が変更した場合、変更計画書の提出や委任状の取り直しが必要ですか。

- A 令和8年度から提出等は不要です。

22 <原油換算エネルギー使用量の算定>

燃料に液化天然ガス（LNG）を使用していますが、納入者から取り寄せた実測値で算定してよいですか。

- A 換算係数以外を使用する場合は、根拠資料を添付してください。

23 <算定方法>

当工場では例年、本社より報告依頼があります。多少算定方法が異なりますが、その値を用いてもよいですか。

- A 燃料・電力使用量から温室効果ガス排出量を計算できる様式を提供しますので、把握されたエネルギー使用量から算出してください。異なる換算係数を使用する場合は、根拠資料を添付してください。

24 <補完的手段：森林1>

森林整備による補完的手段の制度はどのようなものですか。

- A 県では、協定を締結し企業との協働による森づくりを推進しています。合わせて地球環境の保全のための森林づくり条例に基づく森林整備計画書を提出、森林整備による二酸化炭素吸収量の認定を受けることに取り組んでいる企業もあります。

詳細は県ホームページ（企業との協働による森づくり）を参照してください。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/564.html>

25 <補完的手段：森林2>

森林整備を行った場合、どの程度の規模整備でどの程度の二酸化炭素が吸収されるのか、また必要な資金はどの程度ですか。

- A 二酸化炭素の吸収量は、広葉樹を1ha植栽する場合、年間数十トン、間伐を1ha実施する場合、年間10t程度と見込まれます。必要な資金は、整備の面積規模とその内容によって異なり、1ha当たり、植樹する場合概ね100万円、間伐なら概ね20万円程度が必要と考えられます。なお、二酸化炭素の吸収量は、整備作業が終了してから1年後に県において現地確認を行い認定します。

26 <緑化1>

工場の緑化に取り組んでいます。これは評価されますか。

27 <緑化2>

敷地内緑地や緑化推進委員会への協力分は評価されますか。（地球環境の保全のための森林づくり条例に基づく事業は対象となりませんか。）

- A 工場内の緑化による二酸化炭素吸収量は、地球環境の保全のための森林づくり条例に基づく二酸化炭素吸収量の認定ができないため、補完的手段として評価することはできませんが、「温室効果ガスの排出を抑制するために実施する措置（独自の取組）」に記入してください。

28 <提出義務>

昨年度のエネルギー使用実績では、今年度特定事業者には該当しますが、今年度中に工場の一部を閉鎖予定のため、今年度は原油換算エネルギー使用量が1,500KLを下回る予定です。この場合、今年度に計画書提出は必要ですか。

- A 計画書の提出義務が生じるか否かは、前年度のエネルギー使用実績で決定します。したがって、今年度の実績見込みが1,500KLを下回る場合でも、昨年度の実績が1,500KLを上回れば提出が必要です。

なお、計画期間内にエネルギー使用量が1,500KLを下回る年度があっても、計画期間中は実績報告書を毎年度提出する必要があります。

29 <計画書の記入方法1>

計画書（工場）様式のうち、「実施する措置」の一覧に「事務所等（工場以外）における設備の管理」といった項目があります。当工場は事務所を有してはいますが、主要設備となる設備は事務所内に有していないため、非該当としてよろしいですか。

A 非該当として差し支えありません。

30 <計画書の記入方法2>

計画書様式のうち、「実施する措置」の記入方法がわかりません。

A 「岐阜県温室効果ガス排出削減計画等評価制度ガイドブック」の「実施済みの判断基準」のうち、1つ以上「実施しない」がある場合は「ウ 実施しない」と判断します。一方で、同一項目内に「実施済」「実施予定」「非該当」がある場合は、「ア 実施済」および「イ 実施予定」となります。

「岐阜県温室効果ガス排出削減計画等評価制度ガイドブック」の「実施済みの判断基準」における実施の有無	「実施する措置」への回答
<ul style="list-style-type: none"> ・全て「実施済」 ・一部「非該当」であり、残りは「実施済」 	「ア 実施済」 に○
<ul style="list-style-type: none"> ・「実施済」と「実施予定」のいずれかに該当 ・一部「非該当」であり、残りは「実施済」又は「実施予定」 	「ア 実施済」と 「イ 実施予定」 に○
<ul style="list-style-type: none"> ・全て「実施予定」 ・一部「非該当」であり、残りは「実施予定」 	「イ 実施予定」 に○
<ul style="list-style-type: none"> ・1項目以上「実施しない」 (「実施済」、「実施予定」、「非該当」がある場合も含む) 	「ウ 実施しない」 に○
<ul style="list-style-type: none"> ・全て「非該当」 	「エ 非該当」 に○

31 <補完的手段による削減量の再生可能エネルギー（他への供給分）の記入方法1>

計画書（工場）、実績報告書（工場）様式のシート2において、再生可能エネルギー（他への供給分）はどのように記載すればよいですか。

A 太陽光発電や水力発電等での非燃料由来の非化石電気を自家発電した場合で、他へ販売した副生エネルギーがある場合に記載してください。その場合は電気の排出係数を用いて、

算定した温室効果ガス排出量を記載してください。例えば、令和8年度に提出する令和7年度実績報告書の作成について、中部電力ミライズ(株)メニューB(残差)の電気を使用した場合は、排出係数0.000411 t-CO₂/kWh(令和6年度)を使用してください。なお、県HPのエクセルファイルを利用された場合、評価結果は、各目標削減率に応じて自動で入力されます。

32 <販売した副生エネルギーの量の記入方法1>

計画書(工場)、実績報告書(工場)様式のシート1-1において、熱供給事業者、発電事業者に該当する場合はどのように記載すればよいですか。

- A 対象事業者の約款や登記簿、事業者のホームページから主として発電事業を行う事実が確認できる場合には、温室効果ガス排出削減計画書等での「販売した副生エネルギーの量」、「再生可能エネルギー(他への供給分)」の項目は記載不要です。